

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告 北大阪

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関
する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、
所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、
公告する。

令和 8 年 9 月 3 日

大阪法務局北大阪支局

登記官 高井 幸治

記

- 1 手続番号 第 1 2 0 9 - 2 0 2 5 - 0 0 0 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大阪府高槻市津之江町一丁目 4 5 6 番